

■ 基本目標Ⅳ 暮らしを支える環境づくり

基本施策Ⅳ-1

就労支援と地域での働く場づくり

■現状と課題

市民が地域で安心して暮らしていくうえで、雇用の場の確保は重要な課題です。しかし、障がい者や高齢者、ひとり親家庭の母親などの就労環境は大変厳しい状況にあります。とりわけ、障がい者の就労については、一般事業所での雇用も進まず、授産施設や地域活動支援センターなどのいわゆる「福祉的就労の場^{*}」も限られているのが現状です。そのため、雇用の場にもノーマライゼーション^{*}の理念を生かした一般就労や福祉就労以外の第三の就労の場（障がい者と健常者が一緒に働ける場）の創出が求められます。また、働く意欲のある人が、その適性と能力に応じ、何度でもチャレンジできる循環型システムの構築も急がれます。

関係機関の連携のもと、毎年障がい者雇用促進フェア^{*}の開催や福祉的就労関係事業所^{**}及び道が認証する障がい者就労支援企業からの物品又は役務の調達を配慮するなど、地域社会全体の支援を検討していかなければなりません。

また、除雪や買い物弱者^{*}など地域課題の解決には、ビジネス手法を活用したコミュニティビジネス^{*}などや、市民への積極的な情報提供とともに、市民が主体となって進める新たな事業についても、地域として積極的に支援していく必要があります。

市民の声

- 障がい者でも働ける場をつくってほしいです。難病をもっている、社会とかかわり、働ける所が大事な事だと思います。その様な所がある事で、障がい者の心の病を生む事も少なくなると思います。難病者に理解をもって下さい。宜しくお願い申し上げます。難病でも、年金をもらっていない方々の事を少し考えてほしいと思っています。
- 障がい者にとって、働く場の創出は重要です。
- 高齢者の方が、豊かな経験を生かした仕事、相談会など 今仕事をしたくても年齢で仕事できません。もっと高齢者にも仕事ができる環境を…。障がい者の方も、もっと仕事ができる様、わけへだてなく、生活できる社会にしてほしいです。生活の為、生きていく為に仕事ができるように。

推進施策Ⅳ-1-(1)

障がい者の就労支援

①全市的な障がい者雇用の啓発と情報提供

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>ノーマライゼーション※の理念は、雇用の場でも生かされなければなりません。全市的な障がい者雇用への理解を深めるため、福祉関係部局と労働関係部局が連携し、あらゆる機会を通じて市民、事業所への情報提供に努めます。</p> <p>このため、障がい者雇用促進フェア※の毎年開催や福祉的就労関係事業所※及び道が認証する障がい者就労支援企業からの物品又は役務の調達を配慮するなど、関係機関と連携した障がい者雇用の推進に取り組みます。</p> <p>また、特別支援学校※などの生徒の職場体験、実習などの受け入れに協力します。</p>	23→27	◎	○	○	○
	市の 所管	社会福祉課 産業立地労政課 総務課 職員課			

◆障がい者雇用促進フェアとは

隔年開催。障がいのある方々の就職促進として、就職希望者と企業による合同面接会です。

◆福祉的就労関係事業所とは

障害者自立支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所です。

②障がい者の就労支援ネットワークの構築

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>障がい者の雇用拡大を図るためには、地域の多様な社会資源が有機的に連携し取り組むことが必要です。地域の障がい福祉のシステムづくりの中核的役割を担う地域自立支援協議会※（障がい者支援ネットワーク）や障がい者就業・生活支援センターと連携を図り、障がい者が離職しても何度でもチャレンジできる循環型の就労支援システムの基盤構築を進めます。</p>	23→27	◎	○	○	○
	市の 所管	社会福祉課 産業立地労政課			

◆地域自立支援協議会とは

北見市では、平成19年3月に、障がい者相談支援事業を中心に、地域の福祉・保健・医療・教育・労働等の関係機関が相互に連携し、地域社会全体で障がい者の地域生活を支援する環境とシステムづくりを進めることを目的として設立されました。

③障がいの適性と能力に応じて選択できる多様な就労の場の創出

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
障がい者は、その障がいの種類、程度により就労能力は多様であり、地域には地域活動支援センターなどでの福祉的就労の場*から事業所などでの一般就労の場まで、その人の適性と能力に応じて選択できる「働く場」が必要です。福祉的就労の場*の整備充実、事業所への雇用啓発を進めるとともに、短時間就労、グループ就労、福祉的就労と一般就労以外の第三の就労、障がい者と健常者が一緒に働ける場など、多様な就労の場の創出を支援します。	23→27	◎	○	◎	○
	市の 所管	社会福祉課 産業立地労政課			

推進施策IV-1-(2)

コミュニティビジネスの育成、支援

①コミュニティビジネスによる雇用の場づくり

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
コミュニティビジネス*は、除雪や買い物弱者*など地域の抱える課題を、市民が主体となって、ビジネスの手法を活用しつつ、それを解決していく事業活動です。障がい者や高齢者、ひとり親家庭の母親など就職弱者といわれる方の雇用の確保と地域課題の解決のため、コミュニティビジネス*に関する市民への積極的な情報提供とともに、NPO*などによるコミュニティビジネス*参入を積極的に支援します。	23→27	◎		○	◎
	市の 所管	社会福祉課 産業立地労政課 市民協働推進課			

◆買い物弱者とは

「買い物難民」とも呼ばれる。経産省の研究会の報告書は「流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品などの日常の買い物が困難な状況に置かれた人々」と定義。「高齢者が多く暮らす過疎地や高度成長期に建てられた大規模団地などで見られ始めている」とし、全国で600万人程度と推計している。

◆コミュニティビジネスとは

地域社会をより良くすることを目的に、地域の人材や施設、資金などを活用しながら有償で行う事業やその活動のことです。高齢者の生活や子育て支援など地域の様々な問題について、行政や企業が対応できない部分の解決を図るとともに、地域における新たな雇用の創出や、住民の働きがい・生きがいを生み出し、地域社会の再生・活性化に寄与するものと期待されています。

基本施策Ⅳ-2

バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり

■現状と課題

高齢者、障がい者をはじめ、市民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、公園、公共交通機関などの施設や設備が安全で使いやすく整備され、冬期間の降雪、病院や買い物に行きたくても適当な交通手段が無いなど生活環境の様々なバリアを取り除く必要があります。

本市では、バリアフリー新法^{*}をはじめ、北海道福祉のまちづくり条例^{*}、北見市交通バリアフリー基本構想^{*}、北見市住宅マスタープラン^{*}などに沿って、バリア(障壁)のない誰もが暮らしやすい生活環境づくりと住環境づくりに取り組んでいます。まちなかでは道路の建物入り口などの段差解消をはじめ、車椅子やオストメイト^{*}対応の多目的トイレの設置促進、既存の公営住宅のバリアフリー^{*}化など多くの課題を抱えているのが現状です。

今後は、行政と住民の協働^{*}のもと、誰もが安心して外出できる環境を目指し、安全に移動し円滑に利用できる交通環境のバリアフリー^{*}化とともに、できるだけ多くの人々が快適に利用しやすい環境を整えるユニバーサルデザイン^{*}の考え方をまちづくりの基本に据えて取り組む必要があります。

市民の声

- 買い物弱者の連載記事を読みました。買い物や病院に行けない。行きたくても車がない。足が痛くて動けないなどの高齢者が多くなっています。バスルートの変更、オンデマンドバス^{*}など足の確保をどうするかが今後の課題と思います。
- 公共施設のバリアフリー^{*}化と、改修して明るくキレイにする事で誰もが気軽に足を運べ、人と人とのつながり、人と市とのつながりがより多くなります。それに合わせて交通機関を使用しやすい様に車イスでも気軽に乗れるよう、市の補助で充実していただきたいと思っています。
- 身障者用マークがついた駐車スペースに健常者が車を停めます。この対策はどうにかならないものですか。

推進施策Ⅳ-2-(1) 公共施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化

①公共的な施設におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 (※重点事業)

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
多くの市民が利用する公共的な施設や、公共施設はもちろん民間の建築物についても事業者の理解と協力を得て、バリアフリー※やユニバーサルデザイン※を推進します。 特に市の施設は、誰もが使いやすい仕様となるよう、設計段階から高齢者や障がい者など関係者の意見を聞きながら進めます。	23→27	◎		◎	
	市の所管	社会福祉課 政策推進課 建築課 建設指導課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間(年度)				
		H23	H24	H25	H26	H27
・(仮称)北見市公共施設等ユニバーサルデザイン指針の作成及び推進	無	作成	推進	推進	推進	推進

推進施策Ⅳ-2-(2) 住環境のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化

①バリアフリー、ユニバーサルデザインの住宅建設の促進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
高齢者や障がい者が住み慣れた住宅や地域で、自立して暮らし続けるためには、住宅、住環境のバリアフリー※やユニバーサルデザイン※化が求められています。住宅の改修にかかる融資制度の周知と利用促進を図るとともに、バリアフリー※、ユニバーサルデザイン※に関する情報提供について、関係機関、団体との連携を行い、市民の意識高揚に努めます。 また、公営住宅ではバリアフリー※やユニバーサルデザイン※による建設を促進します。	23→27	◎		◎	◎
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 政策推進課 建築課 建設指導課			

推進施策Ⅳ-2-(3)

生活環境のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化

①地域のバリアフリーの推進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>積雪寒冷地であるが故の降雪、病院や買い物に行きたくても適当な交通手段が無いなど、生活環境には様々なバリアが存在しています。</p> <p>高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、自立して暮らし続けるためには、安全に移動し円滑に利用できる交通環境のバリアフリー※化が求められます。誰もが安心して外出できる環境を目指し、行政と住民の協働※のもと、北見市地域公共交通会議※における協議や北見市交通バリアフリー基本構想※などの理念に基づいた地域のバリアフリー※を推進します。</p>	23→27	◎			◎
	市の所管	社会福祉課 市民の声をきく課 都市計画課 土木課 地域振興課			

◆北見市地域公共交通会議とは

地域ニーズに対応した乗合運送サービスのあり方について検討し、委託又は直営によるバス運送の実施を協議するとともに、地域の公共交通計画を策定・実施する目的で市町村が主体となって設置する会議です。構成するメンバーは、住民、交通事業者（バス・タクシー・JR等）、道路・交通管理者、運輸支局・公安などで、道路運送法に基づくため、バス・タクシーが対象になりますが、鉄軌道などについても協議することは可能です。（法的拘束力はない）

事業者への委託又は市町村運営有償運送など、協議結果の実現には、事業者委託時の運賃認可の届出化、道路・交通管理者への紹介手続簡便化、路線認可の迅速化が図られることとされ、地域のニーズに速やかに対応することができるようになります。

◆北見市交通バリアフリー基本構想とは

ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの考え方も含め、「誰もが安心して歩ける環境づくり」を目指して、交通面のバリアフリー化を図ることを目的とした計画です。

